

高次脳機能障害のある方へ

就労訓練コース in 仙台

受講生募集!

令和5年度
第1期
第2期

自分らしく
働きたい!

就労を目指し
共に歩いて
いきましょう

就労にあたっての準備 と **就業習慣の確立** を目指します!

訓練 & 面接
実施場所

特定非営利活動法人 **ほっぷの森**

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-2-5 第三志ら梅ビル4F
Tel.022-797-8801 Fax.022-797-8802

- 地下鉄広瀬通駅東2出口より徒歩約3分
- JR仙台駅西口より徒歩約7分

受講料
無料

但し、教材費 (2,000円程度)、
職業訓練生総合保険 (3,000円)、
及び通学等に要する経費は
自己負担になります。



令和5年度 第1期 募集について

申込み
受付期間 令和5年
4月12日(水)~5月24日(水)

面接
選考 令和5年
6月1日(木) 面接時間は、お申込みの方に
後日連絡いたします。

選考結果
発表 令和5年
6月15日(木) 合否は、郵送で
通知いたします。

訓練
期間 令和5年
6月21日(水)~9月20日(水)

令和5年度 第2期 募集について

申込み
受付期間 令和5年
4月12日(水)~8月30日(水)

面接
選考 令和5年
9月8日(金) 面接時間は、お申込みの方に
後日連絡いたします。

選考結果
発表 令和5年
9月21日(木) 合否は、郵送で
通知いたします。

訓練
期間 令和5年
9月27日(水)~12月20日(水)

● 日程については本校行事の都合により変更となる場合がございます。

訓練期間 3ヶ月間 受講時間 10:00~16:00 ※土・日・祝日はお休みです。 ※昼休み 及び 時限ごとに休憩があります。

➡ 詳しくは裏面をご覧ください。

高次脳機能障害とは

交通事故や病気による脳の損傷で、記憶力や集中力の低下などを招く脳機能の障害です。外見上はわかりにくいので見えない障害といわれ、周囲の理解が得られずに本人も家族も苦しみ、仕事をなくしたり、生きづらさをかかえてしまいます。しかし、高次脳機能障害の方で就労されている方もたくさんいます。一般就労・福祉的就労など様々な選択肢もあります。あきらめず、就労を目指してチャレンジしましょう。

お問合せ

お近くのハローワーク または
国立県営 **宮城障害者職業能力開発校**

〒981-0911 仙台市青葉区台原5丁目15-1 ☎022-233-3124 FAX.022-233-3125

	第1期	第2期
申込受付期間	令和5年 4月12日(水)～5月24日(水)	令和5年 4月12日(水)～8月30日(水)
面接選考日時	令和5年 6月1日(木) <small>時間は、後日郵送で、お申込みの方へ連絡いたします。</small>	令和5年 9月8日(金) <small>時間は、後日郵送で、お申込みの方へ連絡いたします。</small>
選考結果発表	令和5年 6月15日(木) <small>可否は、郵送で通知いたします。</small>	令和5年 9月21日(木) <small>可否は、郵送で通知いたします。</small>
訓練期間	令和5年 6月21日(水)～9月20日(水)	令和5年 9月27日(水)～12月20日(水)

●日程については本校行事の都合により変更となる場合がございます。

応募資格

高次脳機能障害や**難病**など、**その他の障害**を有する方で、公共職業安定所への求職申し込みを行い、公共職業安定所長より、早期の就職を図るため、職業訓練を必要と認められた方。就労移行支援など障害福祉サービス利用中の方も受講できます。ご相談ください。

募集定員

3名(第1期、第2期 合計) ※訓練定員に満たない場合は、中止することもあります。

申込方法

公共職業安定所でご相談の上、下記の書類を提出してください。

- 1 所定の入校願書
- 2 障害者手帳のコピー(未所持者は不要)
- 3 主治医の意見書(3か月以内)

面接選考場所 訓練実施場所

特定非営利活動法人 ほっぷの森

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-2-5 第三志ら梅ビル4F Tel.022-797-8801 Fax.022-797-8802

訓練期間

3ヶ月 10:00～16:00 ※土・日・祝日はお休みです。 ※昼休み 及び 時限ごとに休憩があります。

訓練内容

就労前の準備訓練として、就労の心構え・各自の健康管理・行動管理・通勤訓練・安全衛生・社会人としてのマナーなどを学びます。

さらに、企業訪問や職業能力講座を通して、働く意欲や就労の意義を学び、就職後も仕事に専念して働くことができるように訓練していきます。

経費

受講料無料 ※但し、教材費(2,000円程度)、職業訓練生総合保険(3,000円)、及び通学等に要する経費は自己負担になります。

求職者支援制度の「職業訓練受講給付金」について

収入・資産などの一定の要件を満たす方には、訓練期間中、「**職業訓練受講給付金**」が支給される制度があります。

受給を希望する方は、手続きに一定の期間を要しますので、お早めにハローワークにご相談ください。



この訓練科は、国が障害者の就労支援対策として実施している**障害者の態様に応じた多様な委託訓練**として、宮城障害者職業能力開発校が民間の教育訓練機関などに委託して行う**公共職業訓練**です。

●受託／特定非営利活動法人 ほっぷの森